

滋賀県未来投資総合補助金 Q & A

■目次

1 補助対象事業者について

- Q1-1 滋賀県未来投資総合補助金（第1弾）の申請事業者も申請可能か。
- Q1-2 対象となる業種は何か。
- Q1-3 対象となる中小企業の定義は何か。
- Q1-4 みなし大企業とは何か。
- Q1-5 個人事業主は対象になるか。
- Q1-6 NPO法人は対象になるか。
- Q1-7 これから起業するが対象となるか。
- Q1-8 本店が県外の場合も対象となるか。
- Q1-9 滋賀県外で事業を営んでいるが、滋賀県内に新規出店する場合は対象となるか。
- Q1-10 フランチャイズを経営する県内中小企業等は対象となるか。
- Q1-11 第三セクターは対象となるか。
- Q1-12 小売業や建設業など複数の事業を営んでいる場合、申請フォームの業種（大分類）はどれを選択すればよいか。
- Q1-13 「中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者」ではなく、資本金や出資金がない法人等は対象となるか。（社会福祉法人等）
- Q1-14 対象外となる場合に、「補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者」と記載があるが、どのようなケースが該当するか。

2 補助対象事業について

- Q2-1 「生産性の向上」ではどういう取組が対象となるか。
- Q2-2 生産性の向上について、補助対象となるための目標値はあるのか。
- Q2-3 生産性の向上について、DXが必須なのか。
- Q2-4 「新事業展開」ではどういう取組が対象となるか。
- Q2-5 新商品の開発は対象となるか。
- Q2-6 「人材育成」ではどういう取組が対象となるか。
- Q2-7 人材育成は従業員以外の役員に対するスキルアップでも対象となるか。
- Q2-8 人材育成は自社の従業員のみが対象か。
- Q2-9 他の補助金との併用は可能か。
- Q2-10 本社が滋賀県にあるが、県外の事業所で設備を導入する場合は対象となるか。

Q2-11 第1弾と同様の内容（製品の追加購入等）での申請は可能か。

3 補助対象経費について

- Q3-1 支払いの証拠書類を紛失したが対象となるか。
- Q3-2 グループ会社との取引は対象となるか。
- Q3-3 交付決定前に支出した経費は対象となるか。
- Q3-4 申請時に予定していたものと違う機械を購入した場合は対象となるか。
- Q3-5 現在使用している機械が老朽化しているため、買い替えたいが対象となるか。
- Q3-6 事業に用いる道具を買い替えたいが対象となるか。
- Q3-7 リースやレンタルの費用は対象となるか。
- Q3-8 新事業展開のための原材料の仕入れは対象となるか。
- Q3-9 新規出店のための店舗の購入費や家賃は対象となるか。
- Q3-10 フランチャイズの加盟料やフランチャイズ本部の施策に係る経費は対象となるか。
- Q3-11 新事業展開のための視察経費（旅費、宿泊費等）は対象となるか。
- Q3-12 経費に含まれる消費税は対象となるか。
- Q3-13 パソコンやタブレットの購入は対象となるか。
- Q3-14 社用車の購入は対象となるか。
- Q3-15 中古品の購入は対象となるか。
- Q3-16 新事業展開のために雇用する従業員の人件費は対象となるか。
- Q3-17 再エネ発電設備は対象となるか。
- Q3-18 補助事業に使用する消耗品は対象となるか。
- Q3-19 事業用トラックへのエコタイヤの導入は対象となるか。
- Q3-20 事業所の改装工事は対象となるか。
- Q3-21 事業所の照明設備のLED化は対象となるか。
- Q3-22 特定業務用ソフトウェアとは、具体的にはどのようなものか。
- Q3-23 店舗看板や広告チラシ、雑誌等への記事広告費は対象となるか。
- Q3-24 クラウドサービスの利用料は対象となるか。
- Q3-25 クラウドサービスの初期費用は対象となるか。
- Q3-26 サブスクリプションの利用料は対象となるか。
- Q3-27 技能実習生や特定技能生はリスクリングの対象となるか。
- Q3-28 海外展示会の出展に際し、商材の運送経費としてカルネ申請料や保険料は対象となるか。
- Q3-29 海外展示会の出展に際し、VAT（付加価値税）還付が見込まれるが対象となるか。

4 賃上げ枠について

- Q4-1 賃金引き上げの対象となる従業員の範囲は。
- Q4-2 対象となる賃金の範囲は。
- Q4-3 平均賃金の算定方法は。
- Q4-4 賃金引き上げの従業員への表明はどのように行えばいいのか。
- Q4-5 賃金の引き上げはいつまでに行えばいいのか。
- Q4-6 申請前に賃金の引き上げを行ったが賃上げ枠の申請は可能か。
- Q4-7 令和6年（昨年）に3.5%以上の賃上げを行ったが、賃上げ枠の申請は可能か。
- Q4-8 賃上げ枠の賃金算定期間は、20日締めの場合でも12/1～12/31の期間で計算し直す必要があるか。
- Q4-9 賃上げ後の賃金算定期間は、令和7年1月以降の任意の月で算出してよいか。
- Q4-10 賃上げ枠には2種類の補助率・補助上限額があるが、どちらが適用されるのか。
- Q4-11 通常枠と賃上げ枠の二つを同時に申請するのは可能か。
- Q4-12 賃上げが実施できなかった場合はどうなるのか。
- Q4-13 通常枠で申請したが、結果的に賃金引き上げを行ったため、賃上げ枠に変更したいが可能か。
- Q4-14 賃上げ枠の維持のため一時的な賃上げを行うことは可能か。
- Q4-15 当初在籍していた従業員が賃上げ前に退職した場合の計算方法は。
- Q4-16 役職定年等により、給与の減少があった従業員は計算の対象とするか。
- Q4-17 育休、産休中の従業員は賃金引き上げの対象となるか。
- Q4-18 専従者は賃金引き上げの対象となるか。
- Q4-19 申請者が個人事業主（一人親方等）で令和6年12月末時点において従業員がいなかったが、新たに従業員を雇用した場合は賃上げ枠の対象となるか。
- Q4-20 歩合給は賃金引き上げの計算に含まれるか。
- Q4-21 基本給を引き上げたが、手当等は減額を行った場合は、賃上げ枠の対象となるか。
- Q4-22 賃金を引き上げるために賃金規定を改正する場合、就業規則改正に関する費用は、専門家経費で対象となるか。
- Q4-23 技能実習生や特定技能生は賃金引き上げの対象となるか。
- Q4-24 賃上げの実績を確認する書類として、賃金台帳の提出でもよいか。

5 補助金の申請について

- Q5-1 複数の事業所を有している場合、事業所ごとに申請するのか。
- Q5-2 生産性の向上と新事業展開の両方に取り組む場合、取組ごとに申請するのか。
- Q5-3 オンラインでなければ申請できないのか。
- Q5-4 事業計画の事業名はどのように記載したらいいか。
- Q5-5 申請時に提出する見積書は2者以上でなければならないのか。
- Q5-6 生産性の向上は何で証明すればいいのか。
- Q5-7 滋賀県税に未納がない証明書はどこで入手できるのか。
- Q5-8 交付決定は先着順に行われるのか。
- Q5-9 交付決定後に計画を変更できるか。
- Q5-10 交付決定後に事業を廃止（中止）することはできるか。また、それまでに支出した経費は対象となるか。
- Q5-11 事業の完了した日とは、どの時点を指すのか。
- Q5-12 同じメールアドレスで複数の申請は可能か。
- Q5-13 申請フォームのメールアドレス登録は申請が確定していない段階でも登録してよいか。
- Q5-14 履歴事項全部証明書はいつ取得したものが必要なのか。期限はあるか。
- Q5-15 複数の事業を同時に申請してよいか。
- Q5-16 複数の事業を実施する場合、事業計画書の文字数を超えるがどうすればよいか。
- Q5-17 個人事業主で開業届を提出したばかりだが、新事業展開で申請できるのか。
- Q5-18 ネット購入の場合は見積書に代わるものとして画像データでもよいか。
- Q5-19 すでに策定している事業があり見積書も徴取しているが有効か。

6 その他

- Q6-1 申請すれば必ず補助金がもらえるのか。
- Q6-2 補助下限額以上の金額で申請したが、実際に購入した結果、補助下限額を下回った場合は対象となるか。
- Q6-3 交付決定時の見込みよりも経費が増加した場合、補助金の増額はできるのか。
- Q6-4 補助金の先払い（概算払い）は可能か。
- Q6-5 補助金で購入した機械等を処分する場合、手続きが必要か。
- Q6-6 経費の支払いはクレジットカードでも可能か。
- Q6-7 経費の支払いは電子マネーでも可能か。
- Q6-8 経費の支払いは現金でも認められるか。

- Q6-9 過去に補助金を受けた事業のサービスを拡大するためにこの補助金を利用してもよいか。
- Q6-10 作成した事業計画書や経費明細書等の記載内容について、申請前に確認や相談ができるか。
- Q6-11 補助金の予算額はいくらか。
- Q6-12 交付決定日以後に事業開始だが、申請中に並行して部品手配を進めるのは可能か。
- Q6-13 展示会の出展ブース費用として場所確保が必要なため、すでに注文を終えているが対象となるか。
- Q6-14 交付申請の審査結果はいつわかるのか。

1 補助対象事業者について

番号	質問	回答
1-1	滋賀県未来投資総合補助金（第1弾）の申請事業者も申請可能か。	申請可能です。
1-2	対象となる業種は何か。	対象となる業種は、製造業・建設業・運輸業その他の業種、卸売業、小売業またはサービス業です。農業や漁業など第一次産業も対象となります。詳細は手引き3ページをご覧ください。
1-3	対象となる中小企業の定義は何か。	中小企業支援法第2条第1項に則り判断しております。詳細は手引き3ページをご覧ください。
1-4	みなし大企業とは何か。	企業規模は中小企業の定義に該当しますが、親会社である大企業の傘下にある企業等を指します。詳細は手引き2ページの表（3）①～⑥をご覧ください。
1-5	個人事業主は対象になるか。	対象となりますが、令和7年4月1日時点で税務署へ開業届を提出している必要があります。
1-6	NPO法人は対象になるか。	対象となりますが、本補助金における中小企業者に準じる必要があります。詳細は手引き2ページをご覧ください。
1-7	これから起業するが対象となるか。	令和7年4月1日時点で既に事業を営んでいる必要があります。
1-8	本店が県外の場合も対象となるか。	県内に事務所または事業所を有する場合のみ、対象となります。

1-9	滋賀県外で事業を営んでいるが、滋賀県内に新規出店する場合は対象となるか。	令和7年4月1日時点で滋賀県内に新規出店しており、履歴事項全部証明書等により、その事実が把握できる場合に限りです。
1-10	フランチャイズを経営する県内中小企業等は対象となるか。	対象となります。但し、単なる店頭商品の仕入や、フランチャイズ本部に支払うロイヤリティなど、本補助金の趣旨から外れる経費は対象とならないことにご留意ください。
1-11	第三セクターは対象となるか。	対象となりません。
1-12	小売業や建設業など複数の事業を営んでいる場合、申請フォームの業種(大分類)はどれを選択すればよいか。	事業規模の大きい業種を選択ください。
1-13	「中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者」ではなく、資本金や出資金がない法人等は対象となるか。(社会福祉法人等)	対象となりますが、本補助金における中小企業者に準じる必要があります。資本金や出資金に準ずるもの(例:基本金等)がある場合は、該当する内容を用いて、手引き3ページの表にて判断ください。
1-14	対象外となる場合に、「補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者」と記載があるが、どのようなケースが該当するか。	滋賀県の県税について必要な申告や納税を行っていない場合が一例として挙げられます。 その他、事務局にて該当するかどうかを総合的に判断します。

2 補助対象事業について

番号	質問	回答
2-1	「生産性の向上」ではどういう取組が対象となるか。	新しい機械やソフトウェアの導入等により生産・業務の効率化やDX化を行う取組等が対象となります。
2-2	生産性の向上について、補助対象となるための目標値はあるのか。	客観的な目標値はございませんが、生産性が向上することについて、根拠書類で客観的に示していただく必要があります。
2-3	生産性の向上について、DXが必須なのか。	DXは必須ではありません。

2-4	「新事業展開」ではどういう取組が対象となるか。	これまでとは異なる業種や業態、新たな市場に参入するために設備導入をしたり、新商品・新サービスの開発を行う取組等が対象となります。
2-5	新商品の開発は対象となるか。	これまでとは異なる業種や業態、新たな市場に参入するための商品開発は対象となります。詳しくは別紙1（補助対象経費について）を参照してください。
2-6	「人材育成」ではどういう取組が対象となるか。	従業員のリスクリングのためのセミナー受講または教育機関への派遣等が対象となります。 ※リスクリングとは、現在の職業能力や知識を再編成・再教育し、新たな職種や業務に適應するためのスキルを習得することです。
2-7	人材育成は従業員以外の役員に対するスキルアップでも対象となるか。	対象となります。
2-8	人材育成は自社の従業員のみが対象か。	自社の従業員に限ります。
2-9	他の補助金との併用は可能か。	同事業について、 <u>国、自治体またはこれに類する機関が実施する補助金・助成金を組み合わせることはできません。</u>
2-10	本社が滋賀県にあるが、県外の事業所で設備を導入する場合は対象となるか。	対象となりません。
2-11	第1弾と同様の内容（製品の追加購入等）での申請は可能か。	可能です。 ただし、追加購入により更なる効果が見込まれるなど、得られる効果を具体的に計画書に記載ください。また、実際に追加購入しているか等現地調査を行う場合があります。 なお、追加購入を行わずに第1弾で申請した費用を重複して申請することは不正受給となりますので、認められません。

3 補助対象経費について

番号	質問	回答
3-1	支払いの証拠書類を紛失したが対象となるか。	対象となりません。
3-2	グループ会社との取引は対象となるか。	対象となりません。
3-3	交付決定前に支出した経費は対象となるか。	対象となりません。
3-4	申請時に予定していたものと違う機械を購入した場合は対象となるか。	事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽微な変更をしようとする場合でない限り、事務局長の承認が必要になります。
3-5	現在使用している機械が老朽化しているため、買い替えたいが対象となるか。	<u>新しく導入を予定する機械装置等の性能（積載量、馬力、消費電力等）が付加価値額の増加にどのように資するかを仕様書、パンフレット・カタログ等により客観的に示していただく必要があります。</u>
3-6	事業に用いる道具を買い替えたいが対象となるか。	仕様書・パンフレット・カタログ等の根拠書類により、 <u>付加価値額の増加にどのように資するかが客観的に把握できないような、単なる道具（金槌、蚤、桶等）の買い替えは認められません。</u>
3-7	リースやレンタルの費用は対象となるか。	対象となりません。
3-8	新事業展開のための原材料の仕入れは対象となるか。	開発・試作における原材料費に該当する場合を除き、対象となりません。また、開発・試作における原材料費であると証明する証憑の提出が必要となります。
3-9	新規出店のための店舗の購入費や家賃は対象となるか。	対象となりません。
3-10	フランチャイズの加盟料やフランチャイズ本部の施策に係る経費は対象となるか。	対象となりません。
3-11	新事業展開のための視察経費（旅費、宿泊費等）は対象となるか。	対象となりません。
3-12	経費に含まれる消費税は対象となるか。	対象となりません。

3-13	パソコンやタブレットの購入は対象となるか。	原則として対象となりませんが、特定業務用ソフトウェアの導入と一体で整備する場合は対象となる可能性があります。
3-14	社用車の購入は対象となるか。	対象となりません。 なお、キッチンカー・除雪車・ユンボなど特殊な設備を搭載した車両に限り、補助事業の実施にあたって必要不可欠であり、補助事業以外での使用をしない場合は対象となります。
3-15	中古品の購入は対象となるか。	対象となりません。ただし、3者以上の中古品流通業者から型式や年式が記載された見積もりを取得している場合は対象となる可能性があります。
3-16	新事業展開のために雇用する従業員の人件費は対象となるか。	対象となりません。
3-17	再エネ発電設備は対象となるか。	対象となりません。
3-18	補助事業に使用する消耗品は対象となるか。	対象となりません。
3-19	事業用トラックへのエコタイヤの導入は対象となるか。	一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（いわゆる緑ナンバー、黒ナンバー）へのエコタイヤの導入は、機械装置等の改良費として対象になります。
3-20	事業所の改装工事は対象となるか。	対象となります。 ただし、建物の購入、建物の増築・増床など不動産の取得につながるものは、対象外とします。 実績報告時は、どのように改装したのかがわかるように、改装後の写真だけでなく、改装前の写真を添付することが条件となります。
3-21	事業所の照明設備のLED化は対象となるか。	対象となりません。

3-22	特定業務用ソフトウェアとは、具体的にはどのようなものか。	専用のアプリケーション等を作成しタブレット端末等で運用する場合になります。代表的な例は、飲食店等でテーブルに設置されたタブレット端末から注文を受ける仕組みが考えられます。
3-23	店舗看板や広告チラシ、雑誌等への記事広告費は対象となるか。	対象となります。
3-24	クラウドサービスの利用料は対象となるか。	対象となりません。
3-25	クラウドサービスの初期費用は対象となるか。	初期費用は導入費用との観点から、明確に初期費用として利用料と分離していれば対象となる可能性があります。利用料に含まれる場合は対象となりません。
3-26	サブスクリプションの利用料は対象となるか。	基本的にはクラウドサービスの利用料同様で対象となりませんが、事業期間内に完了できるもの（例：オンライン授業を数ヶ月間受講するなど）は対象となる可能性があります。
3-27	技能実習生や特定技能生はリスキングの対象となるか。	従業員であれば対象となります。本補助金における従業員の定義は手引き7ページを参照してください。
3-28	海外展示会の出展に際し、商材の運送経費としてカルネ申請料や保険料は対象となるか。	対象となりません。
3-29	海外展示会の出展に際し、VAT（付加価値税）還付が見込まれるが対象となるか。	VAT 還付が見込まれる場合は VAT を除いた金額を補助対象経費として申請してください。

4 賃上げ枠について

番号	質問	回答
4-1	賃金引き上げの対象となる従業員の範囲は。	手引き6～9ページを参照してください。また、賃上げマニュアルも作成しておりますので、ご参照ください。
4-2	対象となる賃金の範囲は。	
4-3	平均賃金の算定方法は。	
4-4	賃金引き上げの従業員への表	事業場内の適当な場所（掲示板等従業員が

	明はどのように行えばいいのか。	容易に確認できる箇所) に掲示するか、各従業員に配布やメールをする等により周知を行ってください。
4-5	賃金の引き上げはいつまでに行えばいいのか。	<u>事業完了日までの間</u> に行う必要があります。
4-6	申請前に賃金の引き上げを行ったが賃上げ枠の申請は可能か。	令和7年1月1日以降の引き上げであれば賃上げ枠での申請が可能です。
4-7	令和6年(昨年)に3.5%以上の賃上げを行ったが、賃上げ枠の申請は可能か。	令和6年12月時点と比べて、令和7年1月1日以降に3.5%以上賃上げしていることが要件となります。 令和6年に賃上げしている場合でも、令和7年に新たな賃上げが必要です。
4-8	賃上げ枠の賃金算定期間は、20日締めの場合でも12/1～12/31の期間で計算し直す必要があるか。	12月支給分の賃金でお考えください。賃金の締め日は事業者ごとで異なりますので問題ありません。
4-9	賃上げ後の賃金算定期間は、令和7年1月以降の任意の月で算出してよいか。	問題ありません。
4-10	賃上げ枠には2種類の補助率・補助上限額があるが、どちらが適用されるのか。	どちらの枠で申請するかは各事業者において選択することとなります。手引き6ページを参照してください。
4-11	通常枠と賃上げ枠の二つを同時に申請するのは可能か。	同時に申請はできません。いずれかを選択ください。
4-12	賃上げが実施できなかった場合はどうなるのか。	通常枠での補助率および補助上限額が適用されます。
4-13	通常枠で申請したが、結果的に賃金引き上げを行ったため、賃上げ枠に変更したいが可能か。	変更できません。
4-14	賃上げ枠の維持のため一時的な賃上げを行うことは可能か。	できません。なお、 <u>賃上げ枠に係る要件を充足する目的のみを持って、一時的な賃上げを実施した事実</u> が判明したときは、補助金に係る交付決定の全部または一部を取り消す場合があります。
4-15	当初在籍していた従業員が賃	「滋賀県内の事業所」に「賃上げ前、賃上

	上げ前に退職した場合の計算方法はどうすればよいか。	上げ後の両期間ともに在籍」している従業員が対象となります。 入社、退職等いずれかの期間にしか在籍していない従業員は計算から除外してください。
4-16	役職定年等により、給与の減少があった従業員は計算の対象とするか。	役職定年等により、著しく給与の減少があった従業員については、計算から除外することが可能です。
4-17	育休、産休中の従業員は賃金引き上げの対象となるか。	当該従業員に賃金が発生していれば含め、賃金が発生していなければ含まれません。 なお、育休、産休の場合は、賃金が減少する場合があるので、計算から除外することが可能です。
4-18	専従者は賃金引き上げの対象となるか。	対象となりません。
4-19	申請者が個人事業主（一人親方等）で令和6年12月末時点において従業員がいなかったが、新たに従業員を雇用した場合は賃上げ枠の対象となるか。	令和6年12月末時点で従業員がいなかったが、令和7年1月1日以降に新たに雇用した場合は、雇用後に賃上げを実施した場合は賃上げ枠の対象となります。 その場合、令和7年中の <u>賃上げ前後の給与明細一覧表等を提出ください。</u>
4-20	歩合給は賃金引き上げの計算に含まれるか。	含まれません。
4-21	基本給を引き上げたが、手当等は減額を行った場合は、賃上げ枠の対象となるか。	計算の対象となる賃金の合計額で判断しますので、手当等を減額しても賃金の合計額が引き上げされており、賃上げ要件を満たす場合は、対象となります。
4-22	賃金を引き上げるために賃金規定を改正する場合、就業規則改正に関する費用は、専門家経費で対象となるか。	対象となりません。
4-23	技能実習生や特定技能生は賃金引き上げの対象となるか。	本補助金における従業員であり、かつ当該者が補助対象事業者から給与支払いを受けていなければ対象となりません。 一方、補助対象事業者から給与支払いを受けていて、かつ労働基準法の適用を受けていれば対象となります。
4-24	賃上げの実績を確認する書類	問題ありません。事業者名が確認できるも

	として、賃金台帳の提出でもよいのか。	のをご提出ください。ただし、労働時間が記載されていない場合はタイムカードなどもご提出ください。
--	--------------------	---

5 補助金の申請について

番号	質問	回答
5-1	複数の事業所を有している場合、事業所ごとに申請するの か。	事業者ごとに申請する必要がありますので、事業所ごとの申請はできません。
5-2	生産性の向上と新事業展開の 両方に取り組む場合、取組ご とに申請するののか。	この場合、一度で申請してください。取組 ごとに申請する必要はありません。
5-3	オンラインでなければ申請で きないのか。	原則としてオンラインによることとしま すが、郵送での申請を希望する場合は、事 務局までお問い合わせください。
5-4	事業計画の事業名はどのよう に記載したらいいか。	本補助金で行う、生産性向上、新事業展開 または人材育成にふさわしい事業名とし てください。
5-5	申請時に提出する見積書は2 者以上でなければならないの か。	1件当たり50万円（税抜）の物品、サー ビスを発注する場合は、2者以上から相見 積もりを行い、適正な価格を選択してくだ さい。この場合で見積もり徴取を1者とし た場合は、選定理由書が必要となります。
5-6	生産性の向上は何で証明すれ ばいいのか。	実績報告時に、「●●の導入により、時間当 たりの生産量が△△個増加」等、具体的に 記載してください。
5-7	滋賀県税に未納がない証明書 はどこで入手できるのか。	所管する県税事務所にて取得が可能です。
5-8	交付決定は先着順に行われる のか。	原則、申請順に審査、交付決定を行います。 なお、申請額が予算規模を上回った場合 は、募集期間内でも受付終了とする場合が あります。 （申請額の状況などはホームページ等で 随時掲載予定です）
5-9	交付決定後に計画を変更でき るか。	事業の目的および効果に影響を及ぼさな い程度の軽微な変更をしようとする場合 でない限り、事務局長の承認が必要になり ます。詳細は交付要綱第10条を参照して

		ください。
5-10	交付決定後に事業を廃止（中止）することはできるか。また、それまでに支出した経費は対象となるか。	交付要綱第 10 条で定める様式を事前に事務局長に提出する必要があります。なお、この場合、それまでに支出した経費は対象となりません。
5-11	事業の完了した日とは、どの時点を指すのか。	事業の内容（機械の設置、新商品の開発等）および経費の支払い（クレジットカードによる場合はカード会社からの引き落とし）がすべて完了した時点を指します。
5-12	同じメールアドレスで複数の申請は可能か。	できません。1 メールアドレスで 1 申請となります。
5-13	申請フォームのメールアドレス登録は申請が確定していない段階でも登録してよいか。	登録していただいて構いません。
5-14	履歴事項全部証明書はいつ取得したものが必要なのか。期限はあるか。	申請日から 3 か月以内に発行されたものをご準備ください。
5-15	複数の事業を同時に申請してよいか。	構いません。
5-16	複数の事業を実施する場合、事業計画書の文字数を超えるがどうすればよいか。	申し訳ございませんが、文字数制限内で端的にご記入をお願いします。
5-17	個人事業主で開業届を提出したばかりだが、新事業展開で申請できるのか。	令和 7 年 4 月 1 日時点で開業届を提出しており、事業を営んでいる個人事業主は対象となります。
5-18	ネット購入の場合は見積書に代わるものとして画像データでもよいか。	画像データでも可能です。インターネットから見積書をダウンロードできる場合がありますので、可能な範囲で提出ください。
5-19	すでに策定している事業があり見積書も徴取しているが有効か。	交付申請にあたっての見積書としては有効です。ただし、有効期限がある場合は交付申請日時点で期限内のものに限ります。

6 その他

番号	質問	回答
6-1	申請すれば必ず補助金がもらえるのか。	書類や事業計画の不備により交付決定がなされないことがあります。また、予算額の上限に達した場合も補助金の交付はできません。

6-2	補助下限額以上の金額で申請したが、実際に購入した結果、補助下限額を下回った場合は対象となるか。	対象となりません。交付申請時に見積書を入力しておく等により、 <u>交付申請時と実績報告時に金額の乖離が生じないように努めてください。</u>
6-3	交付決定時の見込みよりも経費が増加した場合、補助金の増額はできるのか。	できません。
6-4	補助金の先払い(概算払い)は可能か。	できません。実績報告書の提出・審査・額の決定が確認でき次第、補助金の支払いを行います。
6-5	補助金で購入した機械等を処分する場合、手続きが必要か。	事務局長の承認が必要になりますので、交付要綱第 16 条に従い手続きを行ってください。
6-6	経費の支払いはクレジットカードでも可能か。	可能ですが、補助対象事業者が法人の場合、原則法人名義のクレジットカード、個人の場合は個人事業主名義のクレジットカードによることとし、カード会社からの口座引き落としが確認できる書類が必要です。
6-7	経費の支払いは電子マネーでも可能か。	<u>電子マネーでの支払いは補助対象となりません。</u> また、相殺や手形などの特殊な方法による支払いも補助対象となりません。
6-8	経費の支払いは現金でも認められるか。	やむを得ない事情がある場合に限り認められます。しかし、支払い額が 1 件あたり 10 万円（税抜）以上の場合は認められませんので、振り込みまたはクレジットカードにてお支払いください。また、精算時に発行者、宛名、日付、金額が明記された領収書の提出が必要です。
6-9	過去に補助金を受けた事業のサービスを拡大するためにこの補助金を利用してもよいのか。	構いません。ただし、同一期間内に同一の商品やサービスに対して他の補助金を受けることはできません。
6-10	作成した事業計画書や経費明細書等の記載内容について、申請前に確認や相談ができるか。	平等性の観点から審査にかかわる個別の相談等には応じられません。

6-11	補助金の予算額はいくらか。	予算額は１５億５千万円を見込んでいます。
6-12	交付決定日以後に事業開始だが、申請中に並行して部品手配を進めるのは可能か。	準備していただくのは可能です。ただし、発注や契約は交付決定日以降にお願いします。
6-13	展示会の出展ブース費用として場所確保が必要なため、すでに注文を終えているが対象となるか。	交付決定日より前に発注されたもの、または令和７年１２月３１日までに精算が完了していないものは対象となりません。
6-14	交付申請の審査結果はいつわかるのか。	交付申請の受付から３０日以内を見込んでいます。 ただし、申請事業者への確認や申請事業者による修正対応等に時間を要する場合は、３０日を超過する場合があります。 結果については、ご登録いただいたメールアドレスに通知します。